

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 両立支援等助成金制度の改正

両立支援等助成金制度において、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を設け、令和三年八月一日から同年十二月三十一日までの間における一の1又は2の有給休暇について、一に該当する事業主に対して、二に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれかに該当する事業主

1 その雇用する被保険者が、小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校その他の雇用環境・均等局長が定める施設及び事業（2において「小学校等」という。）のうち、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業その他これに準ずる措置を講じたものに就学等している子どもの世話をその保護者として行うための有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。以下同じ。）の申出をした場合に、当該被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主

2 その雇用する被保険者が、小学校等に就学等している子どもであって、次のいずれかに該当するこ

とにより、校長が当該小学校等の出席を停止させ、若しくはこれに出席しなくてもよいと認めたもの又はこれを利用しないことが適当であるものの世話をその保護者として行うための有給休暇の申出をした場合に、当該被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主

(一) 新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したこと

(二) 新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのあること

(三) 新型コロナウイルス感染症の病原体に感染した場合に重症化するおそれのある疾患を有すること

二 一の1又は2の有給休暇に係る者一人につき、一の1又は2の事業主が支払った賃金の額に相当する額として雇用環境・均等局長の定める方法により算定した額（その額を当該賃金の支払の基礎となった日数で除して得た額が、一万三千五百円（ただし、その雇用する被保険者に対して一の1又は2の有給休暇を取得させた事業主が、当該有給休暇の期間の全部又は一部の期間において新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域又は同法第三十一条の四第一項に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に係る区域又は同項第二号に掲げる区域のうち雇用環境・均等局長が定める区域に所在する事業所を有する場合は、一

万五千円) を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額)

第二 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 令和三年八月一日からこの省令の施行の日までの間における有給休暇について、育児休業等支援コース助成金の支給を受けた場合には新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は支給しないものとする。
- 三 育児休業等支援コース助成金は、令和三年十月一日から同年十二月三十一日までの間における第一の一の1又は2の有給休暇については、支給しないものとする。
- 四 その他所要の規定の整備を行うこと。